

第3回 第31期 静岡県青少年問題協議会

日時 令和5年9月14日（木）
午後2時～3時30分
会場 県庁西館8階 教育委員会議室

次 第

- 1 開会
- 2 教育監挨拶
- 3 議事
「ふじのくに若い翼プラン-第4期静岡県子ども・若者計画-令和4年度進捗状況報告書」について
- 4 連絡事項
- 5 閉会

第3回 第31期青少年問題協議会 座席表

【司会】

山内
社会教育課
課長代理

【事務局】

藤ヶ谷
社会教育課
課長

社会教育課
青少年
指導班

社会教育課
各班班長

(入口)

【傍聴席】

	木村 佐枝子 会長	石垣 秀士 副会長	
櫻井 清孝 委員			岩本 幸子 委員
白井 満 委員			小野田 秀生 委員
菅沼 敦子 委員			木内 満 委員
			松村 友子 委員
	塩崎教育監		

警察本部 人身安全 少年課	教育委員会 教育政策課	産業經濟部 産業政策課	健康福祉部 企画政策課	スポーツ・ 文化観光部 企画政策課	くらし・ 環境部 企画政策課
警察本部	教育委員会	産業經濟部	健康福祉部	スポーツ・ 文化観光部	くらし・ 環境部

第31期静岡県青少年問題協議会委員名簿（令和5年7月18日現在）

任期：令和3年11月1日から令和5年10月31日までの2年間

※所属等は任命・委嘱時のもの〔敬称略 50音順〕

区分	氏名	所属等	任命・委嘱日
委員	池田 佳寿子	特定非営利活動法人青少年就労支援ネットワーク静岡事務局長／ 地域若者サポートステーションかけがわ統括コーディネーター	R 3. 11. 1
副会長	石垣 秀士	静岡県青少年育成会議副会長	R 3. 11. 1
委員	岩本 幸子	吉田町立住吉小学校校長（静岡県校長会）	R 4. 4. 22
〃	小野田 秀生	静岡県立清水南高等学校校長（静岡県高等学校長協会）	R 3. 11. 1
〃	木内 満	静岡県議会 文教警察委員長	R 5. 5. 31
会長	木村 佐枝子	常葉大学健康プロデュース学部教授／ 常葉大学地域貢献センター センター長	R 3. 11. 1
委員	櫻井 清孝	（株）櫻井工業所 取締役（公益社団法人日本青年会議 所東海地区静岡ブロック協議会）	R 3. 11. 1
〃	白井 満	静岡県コミュニティづくり推進協議会常務理事兼事務局 長	R 4. 4. 22
〃	菅沼 敦子	静岡県更生保護女性連盟副会長	R 4. 4. 22
〃	諏訪部 孝敏	静岡県公立高等学校PTA連合会副会長	R 4. 7. 7
〃	松村 友子	静岡家庭裁判所家事調停委員／静岡地方裁判所民事調停 委員／児童養護施設春風寮評議員	R 3. 11. 1
〃	水野 正幸	掛川市健康福祉部福祉課長	R 4. 6. 3
〃	宮下 修一	静岡県PTA連絡協議会会長	R 5. 7. 14
〃	山崎 紗和子	静岡大学人文社会学部／一般社団法人静岡学習支援ネッ トワーク	R 3. 11. 1

第31期青少年問題協議会 幹事一覧（令和5年度）

（敬称略）

番号	部 局 名	職 名	氏 名	回答	代理出席者氏名	
1	政策推進局	総合政策課	民谷 直広	欠席		
2	くらし・環境部	企画政策課	松田 有紀	出席		
3	スポーツ・文化観光部	企画政策課	平形 裕子	出席		
4	健康福祉部	企画政策課	村松 聡	出席		
5	経済産業部	産業政策課	渥美 寿之	代理	班長	石川 智久
6	教育委員会	教育政策課	秋野 薫	出席		
7	警察本部	人身安全少年課	本間 章浩	出席		

地方青少年問題協議会法

昭和 28 年 7 月 25 日 法律 83 号

最終改正 平成 25 年 6 月 14 日 法律 44 号

(設置)

第 1 条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第 2 条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第 4 条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第 5 条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第 6 条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則（抄）

1 この法律は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県青少年問題協議会設置条例

制定	昭和 28 年 10 月 13 日 条例第 58 号
改正	昭和 35 年 7 月 13 日 条例第 25 号
	平成 12 年 12 月 26 日 条例第 67 号
	平成 26 年 3 月 28 日 条例第 14 号

静岡県青少年問題協議会設置条例をここに公布する。

静岡県青少年問題協議会設置条例

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号)第 1 条の規定に基づき、静岡県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

一部改正〔平成 12 年条例第 67 号〕

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき、必要な事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

一部改正〔昭和 35 年条例第 25 号〕

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、県議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者(家庭裁判所の職員を含む。以下同じ。)のうちから、知事が任命又は委嘱する。

3 前項の規定により、学識経験がある者のうちから任命又は委嘱された委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

5 協議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

6 会長は、会務を総理する。

7 協議会に副会長 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

9 協議会に、専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

10 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、知事が任命又は委嘱する。

11 委員及び専門委員は、非常勤とする。

一部改正〔平成 12 年条例第 67 号〕

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 静岡県附属機関設置条例（昭和 27 年静岡県条例第 60 号）

別表中

「

静岡県青少年問題対策協議会	青少年の指導、保護及び矯正についての総合的施策に関する事項の調査審議に関する事務
---------------	--

」を削る。

附 則（昭和 35 年 7 月 13 日 条例第 25 号）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 35 年 4 月 1 日から適用する。

2 この条例施行の際、従前の規定及び様式により取り扱ったものは、この条例の改正規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

3 この条例施行の際、従前の規定及び様式により作成した帳簿、用紙等は、当分の間、使用できるものとする。

附 則（平成 12 年 12 月 26 日 条例第 67 号）

1 この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日 条例第 14 号）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

静岡県青少年問題協議会規則

（昭和 28 年 11 月 24 日）
規 則 第 106 号

静岡県青少年問題協議会規則をここに制定する。

静岡県青少年問題協議会規則

第 1 条 この規則は、静岡県青少年問題協議会設置条例（昭和 28 年静岡県条例第 58 号）第 4 条の規定に基づき、静岡県青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 専門委員は、当該専門事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

第 3 条 会長及び副会長がともに事故があるときは、あらかじめ会長が指定した委員が、その職務を代理する。

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

第 5 条 協議会は、その委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決を行うことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数を以て決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 6 条 会議録に署名すべき委員の数は 2 人とし、会議の始めに会長が協議会にはかってこれを定める。

第 7 条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員、家庭裁判所の職員及び学識経験がある者のうちから知事が任命又は委嘱する。

3 学識経験のある者のうちから任命又は委嘱された幹事の任期は、2 年とする。

4 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

第 8 条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

第 9 条 この規則に定めるものの外、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（抄）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 28 年 10 月 13 日から適用する。

2 静岡県青少年問題対策協議会規則（昭和 28 年静岡県規則第 42 号）は、廃止する。

3 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。